

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第三十九号

昭和三十六年五月九日(火曜日)

午後三時十七分開会

委員の異動

五月八日委員島島徳次郎君辞任につき、その補欠として仲原善一君を議長において指名した。
本日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として岡村文四郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

藤野 繁雄君

理事

秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
北村 暢君
小林 幸平君
清澤 俊英君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

政府委員

農林大臣官房長 呂谷 孝君

農林大臣官 大沢 融君

事務局長

常任委員 安樂城敏男君

会専門員

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまより農林水産委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。
昨五月八日島島徳次郎君が辞任され、その補欠として仲原善一君が選任されました。また本日、高橋進太郎君が辞任され、その補欠として岡村文四郎君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) 農業基本法案(閣法第四四号)(衆議院送付)農業基本法案(参第一三三号)、農業基本法案(衆第二号)予備審査、以上三案を一括議題といたします。

本日は内閣提出の農業基本法案について補足説明を求めます。政府委員大沢審議官。

○政府委員(大沢融君) 農業基本法案につきましては若干補足説明を申し上げておきます。

まず全体の構成について申し上げますと、前文と總則、農業生産、農産物等の価格及び流通、農業構造の改善等、農業行政機関及び農業団体、農政審議会の六章からなっております。

まず前文では、この法律を制定する趣旨を述べております。その趣旨としては、まず農業及び農業従事者がわが国の経済及び社会において重要な使命を果たしていること、従って今後この使命を十分に果たし得るようになすことが必要であるが、他方、農業は自然的経済的社会的に不利な条件にあり、従って他産業との間に生産性の格差が生ずるので、この不利な条件を補正することが必要であることを述べ、次いで、近時における経済の著しい発展に伴って農業従事者と他産業従事者との間に生活水準の不均衡が目立ってきていること、それとともに、いけば農業が曲がり角にきていると申しました。農業及びこれをとり巻く諸条件が変化しつつあること、その代表的なものとして、農産物消費構造における変化と他産業への労働力移動について述べております。そしてこのような事態に対処して農業の近代化、合理化をはかり、農業従事者が他の国民各層と均衡のとれた生活を営むことができるようにすべきことを国民の責務として宣言し、そのため今後農業の向かうべき新たな道を明らかにし、農業に関する政策の目標を示すべく、この法律を制定することをうたっているものであります。

次に、本文に入りまして、第一章で、国の農業に関する政策の目標とそれを達成するための国及び地方公共団体の施策について規定するとともに、これを年々具体化するため、毎年国会に農業の動向に関する年次報告及び年々の施策を明らかにした文書を提出すべきことを規定しております。第二章以下ではこれを敷衍し、国が必要な施策を講ずるについて特にその方針を宣明すべきものを規定しております。そして、最後に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するものとして、農政審議会について規定を設けております。

次に、各条項について御説明申し上げます。

まず第一条では、国の農業に関する政策の目標を定めております。それは、前文で述べられておりますような農業及び農業従事者の使命にかんがみ、かつ、いけば農業の曲がり角ともいふべき事態に対処するため、農業に関する政策の目標を、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかることにあるものとしております。その場合、まず農業がその固有の自然的、経済的、社会的制約から他産業に比べて不利な条件に置かれていたことを考慮し、これを補正するようになすこととしていたしております。農業は、土地に結びついた有機的生産であることから、自然の変動の影響が大きく、また機械等の高度な技術が入りにくいこと、生産者が零細多数である

ことや、農産物需要の弾力性が少ないこと、社会環境が立ちおくれしていることなど、自然、経済、社会の各般の面にわたって種々の制約があり、そのため他産業に比べて不利となっているのであります。そこで、このような点を補正することによって、目標とする農業の発展が可能となるような条件を整えることを規定しております。次に、国民経済及び社会生活の発展に即応してどのように農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかるかということにつきましまして、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるとを目的とすることを規定しております。近時農業と他産業との間の生産性及び生活水準の格差は拡大する傾向にあり、これが農業の基本問題としてその解決が要請されていることにかんがみまして、今後は農業の生産性の向上が他産業のそれと少なくとも均衡し、さらにはそれを上回って現在の格差を縮めていくようにすることと、農業従事者が他産業従事者と同じく合意のとれた生活を営むことが可能となるように、農業の発展と農業従事者の地位の向上をはかるというので、これを理念として規定したのであります。以上が第一条の内容であります。

次に、第二条におきましては、第一条の目標を達成するために国が講ずべき施策について規定しております。すなわち、目標達成のために必要な施策

を講ずべきことを規定するとともに、その施策の方向づけをいたしているのであります。従来とも、国は農業を発展させるために、いろいろの施策を講じてきていますのでありますが、この際、目標に照らして農業の進むべき新たな道に即して施策を方向づけることとしたのであります。

必要な施策といはしましては、いわゆる農業政策の範囲にとどまらず、財政、金融、労働、社会、文教等国の各般の政策分野にわたりますので、「その政策全般にわたり」といはしますとことともに、施策は総合調整されて脈絡あるものとして講ぜられなければならないので、特に「総合的に」と規定いたしました。

次に各号について御説明いたしますと、まず第一号は、農業生産の拡大の仕方について規定し、需要の動向に即応するとともに貿易との関係をも考慮しながら農業生産を合理的に拡大していくこと、すなわち農業生産の選択的拡大をはかることを規定しております。主食の需給が緩和し、さらに生活水準が上昇を続けていく近年におきましては、農産物の需要構造は変化し、農産物の中でも所得の上昇につれて需要が大きく増加してくる農産物と、需要が停滞ないし減少する農産物とが分化して参っております。例えば、需要の動向として所得水準の上昇に伴って蛋白質食糧や果実等の消費が増大しておりますが、他方澱粉質食糧の需要は停滞ないし減少するという傾向が現われ始めるのではないかと思われるのであります。従いまして生産の方もこれに適合させることが必要であります。また、貿易の動向につきましては、農

業においても眞剣に考慮されなければならぬ段階となつており、外国産農産物と競合関係にある農産物の生産の合理化が要請されております。今後の農業生産の拡大は、単に繚花的に数種を増加させればよいということではなく、このような需給条件に應じて選択的に拡大をはかるべきであるということ、これが第一号の趣旨であります。

第一号が生産拡大の態様を規定しているのに対して、次の第二号では、農業生産についての目標として、農業の生産性の向上と農業総生産の増大をはかるべきことを規定しております。農業の低所得の基本的要因の一つが、農業の生産性の低さにあることは、今さら申し上げるまでもありません。また生産性を向上し、総生産を増大することは、農業に対する国民経済の要請にもこたえるゆえんであります。そこで、農業の生産性の向上と総生産の増大をあわせて規定して、農業生産を伸ばしていくべき方向を明らかにしたのであります。そしてこのためには、土地及び水の有効な利用及び開発並びに農業技術の向上が重要な手段でありますから、これについて必要なる施策を講ずべきこととしております。

このような農業生産についての目標、すなわち農業生産の選択的拡大、生産性の向上及び総生産の増大は、あまりに零細で非近代的な経営では、十分にこれを達成することは困難でありましよう。高度成長経済のもとで顕在化した農業の基本問題の根底には、零細土地保有と零細経営というわが国農業の構造的特質が横たわっておりまうので、そこで第三号で農業構造の改善

をはかることを規定したのであります。農業経営の規模の拡大、農地の集約化、家畜の導入、機械化等農地の所有及び使用収益のあり方を、農業経営者という視点から見て合理的なものとし、相当な規模を持ち、機械等の資本装備を十分に備えた生産性の高い農業にしよとるのが、第三号の趣旨であります。

以上申し上げましたところによつて農業生産、農業構造に關する施策が講ぜられましたが、生産された生産物の価値が正當に実現されなければ、第一條の目標は達成できません。そこで、第四号において、生産者と消費者を結ぶ流通過程を合理化するとともに、最近における食糧消費構造の変化に即応して発展が見通される農産物加工を増進し、さらに積極的に農産物需要の増進をはかることを規定したのであります。

第一条で申し上げましたように、農業は、自然、経済、社会各般の面において不利な条件にあるのであります。が、そのような生産条件、交易条件等々の不利は特に価格の面に現われ、そのために農産物価格は変動が著しいとともに、適正な水準よりも低落しがちであり、その結果として農業所得も確保されないということが起こりがちなのであります。そこで第五号におきましては、特に農産物の価格及び農業所得について規定を設け、このような不利な条件を補うように農産物の価格の安定をはかるとともに、農業所得の確保につき施策を講ずべきことを規定したのであります。

第四号と第五号は、流通面のうち農産物の販売の面に関する規定であり

ますが、次に農業資材の面も考えなければなりません。特に今後の農業技術の進歩、農業経営の近代化は、農業生産資材の利用を増大させ、性能の高い資材を合理的に供給することの必要との度合いを増してと考えると考えられますので、第六号で農業資材の生産及び流通を合理化し、価格の安定をはかることを規定したのであります。

次の第七号は、農業の主體的側面としての人の問題について規定しており、農業の生産性の向上といい、農業経営の近代化といひましても、要は人間の問題であるとともに、また最近国民経済の成長に伴う就業構造の変化によつて人間の問題が重要となつてきております。まず農業の面について見ますと、今後におきましては、農業経営の近代化に伴つて、そのにない手にも高い技術的知識能力が要求されて参りますので、農業に関する教育、訓練、普及事業を充実にして農業従事者の資質を向上させ、近代的な農業経営の担当者たるにふさわしい者を養成する

とともに、農業を農村青年に魅力あるものとしてとりつばな人材が農業にとどまるようにその確保をはかることが必要であります。他方におきまして、他産業に就業することを望む農業従事者及びその子弟に対しまして、十分な教育と訓練を行なうとともに、広く職業選択の機会を与え、その希望と能力に応じて適当な職業につきうるようにすること、これが第七号の内容であります。

以上の七号にわたる事項について総合的に施策を講ずることによって、農業の発展と農業従事者の所得の増大、従いまして福祉の向上も期し得るので

ありますが、福祉の向上にはそれだけでは尽くされない面があります。そこでも、なお残された事項といたしまして、道路、上下水道、電気、電話、文化施設等、農村における生活環境的なもの、施設の整備、あるいは家庭生活の改善、さらに婦人労働の合理化等、福祉の向上をはかることを最後の第八号に規定いたしましたのであります。

以上申し述べました八つの事項に、
りまして目標達成のための必要な施策
を遺漏なく方向づけているのでありま
す。

なお以上申し述べました国の施策
は、全国を対象として別段に地域的配
慮なしに行なわれることもありまし
うが、たとえば農業生産の選択的拡
大、農業構造の改善等、施策の内容に
よつては地域の自然、経済、社会の各
般の面にわたる諸条件の相違を考慮し
て講じなければならぬものが少なく
ありませんので、当然のことではあり
ますが、第二項にその旨を規定してお
ります。

次に、第三条の地方公共団体の施策について御説明いたしますと、第一条の農業に関する目標は、まず国の農業に関する政策の目標であります。同時に地方公共団体の施策の目標でもありますが、両者が相協力して、初めて目標を達成できるのであります。このため、第二条で施策の中心になる国について規定したその次に、第三条において、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならないことを規定したのであります。

次の第四条は、第二条をうけて財政上の措置等について規定しております。

第二條第一項の施策の実施の根拠となり、あるいはその具体的内容を裏づけるものは、形式的には法令と財政に分かれます。そこで第四條第一項では、政府は、そのために必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならぬといふこととしております。この財政上の措置のうちには、その一環として必要な予算の計上といふことも含まれております。次に、目標の達成のために必要な資金としましては、予算のほか金融の問題がありますので、農業従事者の必要とする資金の融通についてもその適正円滑化をはかるべきことを第二項において規定いたしております。

次に、第五條は、目標を達成する上に農業従事者または農業団体の自主的な努力がきわめて重要であり、これを基調としてそれを助長するように施策を講ずべきものであることにかんがみまして、国及び地方公共団体は、施策を講ずるにあたっては、これらの自主的努力を助長することを旨とすることを規定いたしました。

以上申し述べました施策は、農業の動向に即して年々具体化されなければなりません。このため、第六條で、政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告を提出すべきことを規定するとともに、第七條でこの報告の結果にかんがみて、次年度においていかなる施策を講ずることとするかを国会に明示すべきことを規定しております。

この年次報告の内容たる農業の動向といたしましては、農業生産の動向、価格流通事情、農業構造の変化の状況、農家経済の動向等を明らかにし、

その中で第一條の目標に掲げられている農業の生産性と農業従事者の生活水準の動向を分析し、これについての政府の所見を述べることとしていたしております。

この年次報告は、次年度の政府の施策の基礎となるきわめて重要なものでありますので、それにおける統計の利用及びこれに基づく政府の所見につきましては、専門的事項にわたるのみならず、公正を期する要もありますので、特に農政審議会の意見を聞くこととし、その旨を第三項に規定しております。

次に、第七條では、政府は、毎年、国会に、この報告によつて示された農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにする文書を提出しなければならぬこととしております。これによつて農業に關する政策が目標に照らして適正に行なわれることを期しているものであります。

以上が第一章総則の主な内容であります。以下第二章から第四章までにおきましては、第二條第一項各号に掲げる事項について施策を講ずるについて、特にその方針を宣明すべきものについて規定してございます。

まず第二章は、農業生産についてであります。

第八條は、農産物の需要及び生産の長期見通しを立てるべきことを規定しております。すなわち、今後における農業生産は、需要の動向や外国産農産物との関係を考慮しつつ、選択的に拡大していくかなければならぬのであります。需要及び生産について、ある程度長期間にわたる見通しを立て、これを政府

や地方公共団体が施策を講ずる場合の道しるべとし、また農業経営の参考ともし得るようすることが必要と考えますので、政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表しなければならぬこととしたのであります。この長期見通しのうち特に生産につきましては、農産物によつては全国一本では、不十分な場合があるかと思われ、必要に応じ主要な生産地域についても長期見通しを立てることとしております。

第二項は、需給事情その他の経済事情の変動により、必要があるときは、需要及び生産の長期見通しを改定するといふことで、いわば当然のことであるといふことと、

なお、この需要と生産の長期見通しは、今後の施策の道しるべとなり、關係する方面も多く、また、その見通しを立てるには専門的検討を要します。これを立て、または改定するにつきます。これは、農政審議会の意見を聞くこととしております。

次に第九條におきましては、農業生産に關する施策について規定しております。すなわち農業生産につきましては、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大をはかるべく、そのための必要な施策を講ずべきことは、第二條第一項第一号及び第二号に規定しておりますが、これを敷衍いたしまして、国は、そのための必要な農業生産の基盤たる土地及び水の整備及び開発、農業技術の高度化、家畜、機械等資本装備の増大、農業生産の調整等の施策を講ずることとし、その場合、当然のことながら、前条の需

要と生産の長期見通しを参照して講ずべきことを規定いたしました。

第十條におきましては、農業災害に關する施策について規定しております。わが国の農業は、その自然的条件によつて災害をこうむることが少なくなく、不安を免れませんので、国は、災害によつて農業の再生産が阻害されたり、農業経営が不安定になつたりしないよう、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずることとしたのであります。

以上が第二章の概要でございます。が、続く第三章は、農産物及び農業資材の価格及び流通について規定しております。

まず第十一條は、価格の安定についてであります。すなわち、農業がその生産条件、交易条件等に關し、他産業よりも不利な制約を受けていることは、すでに申し上げた通りであります。国は、そのような不利を補正する施策の重要な一環として、重要な農産物について価格の安定をはかるため必要な施策を講ずるものとして、このため必要とします。施策の重要な一環と申しますのは、これらの不利を補正するためには、価格政策が重要な役割をになうべきこと、そして、そのために生産に關する手段としましては、ほかに生産に關する施策、流通対策があるわけであり、から、これらと相俟つて総合的に運営し、全体として目標の達成をはかつていくようにするといふ趣旨であります。このように価格安定の趣旨を明確にいたしました上で、そのための施策を講ずるにつきましては、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮してすべきことを規定いたしました。

た。なお、何が重要な農産物であるかは、その農産物の農業所得形成上占める地位や、今後の生産の見通し等に照らして定めらるべきものと考へております。

次に第二項におきましては、前項の価格安定施策の実施の結果を、定期的に総合検討し、その結果を公表すべきことを定めております。この総合的検討のことを特に規定いたしましたのは、価格の機能なり、影響なりは、農業生産、農業所得、農産物の流通及び消費等各般の面にわたる、また各農産物の価格は相互に關連してありますので、これを総合的に考へなければならぬからであります。そこで、価格安定施策を講じております農産物全体について、農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等にどう作用したかといふ見地から総合的に検討いたし、自後における政府の価格安定施策の運営の参考としようとするものであります。なお、この検討は、専門的かつ総合的に行なわれべきものでありますので、農政審議会の意見を聞くこととしております。

次に、第十二條におきましては、農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化に關し必要な施策を講ずべきことを規定しております。これにつきましては、従来ともいろいろと施策を講じて参つたのであります。流通対策の重要性にかんがみまして一段とこれを強化するとともに、最近における需要の高度化や農業経営の近代化を考慮してこれに即応するように施策を講ずべきこととしたのであります。従いまし

て、このような考慮を払いつつ、農業協同組合または農業協同組合連合会が行なう販賣、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興等をはかるほか、最近における加工食品の需要の増加や農業経営の近代化に伴う資材の使用の増大に対応して、農産物加工や農業資材の生産の事業に農業協同組合またはその連合会が出資者となり、あるいは長期の販売、購買の契約を結ぶことによつて参加することにより、その健全な発展をはかるものであります。

さらに第十三条と第十四条におきましては、農産物貿易について規定してございませう。

まず第十三条は、輸入に関するものであります。御承知のようにわが国の重要農産物のうちには、その国際競争力が弱く、現在は輸入制限によつて、海外農産物の影響を遮断ないし緩和しているものが、相当にあるのであります。従いまして、今後農産物貿易の動向に対処するにあたっては、特に慎重な配慮が必要なることは申すまでもありません。それゆゑ國の農産物の輸入に関する施策の方針は、まず国際競争力を強化することを本旨とすることとしておりますが、しかしながら、同時に農産物の輸入によつて価格が著しく低落し、国内生産に重大な支障を与える場合には、価格安定の施策と相俟つて、そのみでは十分対処し得ない場合に關稅率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずることとしたのであります。すなわち緊急に必要が生ずる場合は、当然輸入制限等を行なうことといはれますが、継続的な輸入制限につきましても、まずその前に第十一条の国

内的な価格安定施策によることを原則とし、それをもつてしても事態を克服しがたいと認められる場合に、輸入制限措置によることとして行なうのであります。

なお本条とガット、すなわち「關稅及び貿易に関する一般協定」との關係につきましては、本条に規定する措置をとらうとする場合において、ガットの規定に定められた手続がある場合には、それによらなければならぬことは申すまでもないのであります。具体的に申しますと、緊急輸入制限につきましても、事前あるいは事後にガットに協議すれば足りるのであります。継続的な輸入制限につきましても、ガット第二十五条の規定による承認を得なければならぬことになっております。

次に、第十四条では、輸出の増進を規定してあります。農産物の輸出につきましては、生糸、ミカン、カン詰等現在でもかなり輸出されているものもございませう。これらの輸出が一そり伸びるようになり、また現在は輸出されていない農産物につきましても、その輸出をはかるようにするため、競争力を強化するようにするとともに、輸出取引秩序、マーケティング等の面にわたつて必要な施策を講ずることとしてあります。

次に第四章におきましては、農業構造の改善とそれに関連する事項を規定してあります。

にかんがみ、農業構造の改善をはかるについては、まず、このような家族農業経営一般についてこれを近代化してその健全な発展をはかるべきものと考えるからであります。

次に、家族経営の望ましい姿として、自立経営を考え、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営になるように育成するため必要な施策を講ずべきこととしてあります。自立経営と申しますのは、家族農業経営のうち、ここに規定しておりますように「正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能力を発揮しながらは完全な就業することのできる規模の経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なもの」であります。「正常な構成の家族」と申しますのは、夫婦と子供を中心とした近代的小家族で、平均的な人数、性別、年齢別等の構成を持ったものを考へております。そのような家族における農業従事者は、労働単位で見ますと、現状では通常二ないし三人であらうとみられます。従いまして、自立経営と申しますのは、簡単に言えば、二―三人の労働単位が能力よく働けば、他産業従事者と均衡する生活を営めるような家族農業経営であります。

次に、第十六条におきましては、相続の場合の農業経営の細分化の防止について規定してあります。戦後民法の相続篇が全面改正されましたから十数年たったわけでありますが、農地等農業用資産の相続に關し何らかの措置が必要であることにつきましては、相続法改正の際から問題になつていたことは、御承知の通りであります。その後

の相続の実態を見てみますと、家族員相互間の権利意識の現況や農地制度の關係等により、相続によつて農業経営が細分化されるといふ事態は、必ずしも一般的でないようにも見受けられますが、しかし、今後の見通しをいたしましては、農家における権利關係の意識も進み、均分相続の機運が徐々に浸透してゆき、それによつて農業経営が分割、細分化されるといふことも予想しなければなりません。従いまして相続法の均分相続の原則と調和をはかりつつ、相続によつて農業経営が細分化され、不安定となることを防止するために必要な措置を講ずべき段階になつてつとあると考えられますので、これに關して規定を設けることとしたしました。この規定の趣旨は、農業経営の細分化防止でありまして、遺産そのものの分割まで防止しなくても目的が達せられる場合もありましようし、何分、相続という基本的人権にわたる事項でございませうので、具体的施策につきましても、とくに慎重に検討いたしたいと考えております。なお、ここで特に「自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営」といたしましたのは、前条で申しましたように、家族農業経営の目標を自立経営に置くことと関連しているものであります。

次に、第十七条は、協業の助長について規定いたしております。ただいま申し述べましたように、わが國の農業構造は、家族農業経営から成り立つておりますが、経済の発展とともに、個人の家族経営のみでは、正常な生産性や所得を確保することが漸次困難となつてきております。それゆゑ、家族経営を補うものとして、あるいはさら

に家族経営と並んで共同組織あるいは協業組織が重要になつて参ります。それゆゑこの第十七条は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保等に資するため、生産行程についての協業を助長することとし、そのための方策について種々規定いたしております。これまでの農業における協業あるいは共同化事業と申しますと、主として農業協同組合等による販売、購買、信用等流通過程に關するものであり、生産行程についての協業は、あまり比重が高くなかつたように思われるのであります。しかしながら、今後において農業の生産性の向上、農業所得の増大をはかるためには、高度の生産手段や技術を中心とする生産行程の協業がぜひとも必要であり、それがまた家族農業経営を發展させるゆゑんでもあると考えるのであります。

すなわち、まず単独では、自立経営になりがたい経営につきましても、経営規模が零細なだけに、そのままで生産性を向上させることは困難であり、協業によつて初めてその發展の可能性が生まれるのであります。そうして、それによつて農業所得の確保に資するとともに、他方、生産性の向上によつて浮いた労働力を兼業に用いるなどにより、農家としての所得の増大をはかることができるのであります。また、一応自立経営に達しました経営につきましても、経済成長に伴つて他産業従事者の所得はさらに増大していくのでありますから、絶えず生産性の向上が必要であり、従つて経営規模も拡大し、技術も高度化していかなくてはならないと思はれますから、白

立経営の改善のためにも、トラクターのような高度の生産手段の共同利用等、生産行程の協業を必要とするところがあるのであります。

以上が本条を設けた趣旨でございますが、ここで「生産行程についての協業」といっておりますのは、従いまし非常に幅の広いものでありまして、数戸の農家が農機具を共同利用するものから、現実事例は少ないであります。各農家が農地、家畜、農機具等を出資して共同化法人を設立し、各農家はもはや農業経営体でなくなつてしまふようなもので含めて考えております。そうして、それらのうち、共同利用施設の設置や、農作業の共同化等、生産行程の一部につきましても協業は、現に農業協同組合がやれますし、またやつておりますので、その発達改善等をはかることといひます。しかし、法人による農業経営につきましても、現在の農業協同組合は、みづから農業経営は行なえないことになつておりますし、また現在法人による農地の権利取得は、農地法上原則として認められておりませんので、農業従事者の協同組織を整備するとともに、農業を営む法人が、農地等取得し得るようになる必要がありまふ。このため、別途農業協同組合法を改正いたしまして、新たに農業生産協同組合の制度を設けるとともに、農地法を改正いたしまして、一定の要件を備えた法人による農地等の権利取得を認めることを考えております。なお、その場合農業従事者が協同組合的組織によつて協業することも、有限会社等の形態をとることも、いずれも選択できるように考えております。これらの

施策によつて協業を助長し、家族農業経営とその協業のための組織とが相並びながら、農業経営の近代化に資するようにいたしたいと考えるものであります。

次に、第十八条でございますが、これは農地の移動について農地が農業構造の改善に資するような移動の仕方をするように、国が必要なる施策を講ずることを規定しております。すなわち、農業構造の改善として自立経営を育成し、協業を助長するわけでありまして、その場合協業の基盤は農地でありまして、これらの協業による農地の取得や集団化が円滑に行なわれますことが最も必要と考えるわけでありまして、そのためには、まず農地の流動性を高め、農地が自立経営の育成なり、協業の助長なりに役立つ方向に移動するようにならなければならないのであります。その際考えられる施策といひます。それは、種々のものがあつて得るかと思ひますが、現行の農地法の規制を一挙に全面的に改めることは、耕作と所有の著しい分離となるおそれが生じ、好ましくありませんので、現行農地法の体系に即しつつ、以上の目的を達成する方法として、農業協同組合による農地等の売り渡し、または貸付を目的とする信託の引き受けの事業を特記したのであります。従いまして、そのため別途農地法及び農業協同組合法の一部改正法案を準備中でございます。次に、第十九条では、教育、研究及び普及事業の充実等に関して規定してございます。申すまでもなく、近代的農業経営はそれによつていふべき経営担当者が必要とするのでありまして、経営担当者の資質の向上なくして農業経営

の近代化はあり得ないと思ふのであります。従いまして、教育、研究及び普及の事業の充実等により、近代的農業経営を担当するにふさわしい者を養成、確保し、かつ、これらの者の技術水準を高めることによつて農業経営の近代化をはかるようとするものであります。なお、教育や研究、普及事業は、農業従事者の生活改善をはかるためにも充実する必要があると考えております。

し、あわせて、農業従事者やその子弟が、就職の際、またその後不利にならないように、その希望及び能力に従つて適当な職業につくことができるようにいたすために、このような規定を設けたのであります。

さらに、第二十条におきましては、農業従事者やその家族の就業機会の増大のために必要な施策を講ずべきことを規定いたしております。すなわち、農業従事者に対し他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保し得るようとするに申します。場合に、農業専業でないこととする意思を持ち、また、かなりの経営規模を持つなど、その能力を備えた農業従事者につきましても、これを自立経営になつていくに育成し、農業所得のみで他産業従事者と均衡する生活が営まれるようにするには申すまでもありません。また、単独では自立経営になつていくことが困難なものは、協業によつてその目的を達するものもございまして、これら以外に必要がありまふ。農業機会を考慮する必要があるが、これら以外の経営につきましては、特に農業所得のみでは他産業従事者と均衡する生活を営むことは困難でありますので、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講じ、それによりまして兼業所得を増大して、農家単位で見た場合の家計としての安定をはかるように

者があわせて営む林業につきましては、これを単なる兼業と考えず、あるいは単なる財産所有と考えず、農業と林業を一体として考えようとするのが、この規定の趣旨でございます。御承知のように、わが国農家の七割は山林を所有してありますし、特に山村では、山林を切り離して農業だけの面で構造改善をはかることは困難でありますし、また、林業も、漸次集約化の方向に向かうべきものと思われまふので、農業と林業とをあわせて考えた方がよい場合が多いと思われまふ。それゆへ、たとえば農業、林業を合わせた自立経営を育成するとか、農業を営む法人に対し林業の兼営を認める等を考えております。

次に、第五章について申し上げます。以上申し上げた各般の施策を積極的に推進し、その充分なる効果を期しますためには、これを担当する主体について必要な整備をいたさなければなりません。そこで、国及び地方公共団体の農業行政につきましても、その行政組織を新しい農政の方向に沿うるよう整備するとともに、行政の運営につきましても改善に努めることとし、その趣旨を第二十三条に規定したのであります。

なお、同条において「国及び地方公共団体は相協力する」と規定してありますのは、国と地方公共団体がそれぞれの任務に応じて必要な施策を講じ、両者一体となつて目標を達成していくようにするといふ趣旨であります。また、農業行政機関の側における組織及び運営の改善をはかることと並行しまして、農業団体の整備が必要でありますので、第二十四条でこれにつ

て規定いたしております。第五条でも申しましたように、国または地方公共団体の施策は、農業団体の自主的な活動と相俟つて講ぜられるべく、第一条の目標達成のためには、農業団体の活動に期待すべきものがあるものであります。

最後に、第六章農政審議会について申し上げます。

本法に基づいて各般の施策を講ずるにあたりましては、政府は責任をもつて事に当たるとは申すまでもないのであります。そのうちには、政府だけの判断で進めるのではなく、学識経験者の意見を徴し、その調査審議の結果を取り入れて施策を講じていくことが必要なものもありますので、そのため農政審議会を設けることとした

ました。さきに申し述べました通り、第六条の農業の動向に関する年次報告に含まれるべき農業の生産性、及び農業従事者の生活水準の動向についての政府の所見、第八条の重要な農産物についての需要及び生産の長期見通し、及び第十一条の重要な農産物についての価格安定施策の実施の総合的な検討

につきましては、農政審議会の意見を聞かなければならないこととしたしておりますが、そのほか、この法律の施行に関するその他の重要事項につきましても、必要に応じ農政審議会の調査審議を願うこととし、政府の施策にできる

だけ広く学識経験者の意見を反映せしめることを期しております。また農政審議会は、これらの事項に關しまして、自主的に、内閣総理大臣または関係各大臣に意見を述べることができ

るものと規定を設けております。

このような農政審議会の役割にかんがみまして、これを総理府に設置することとしたし、委員は内閣総理大臣が任命することとしたしております。これと関連いたしまして、附則で総理府設置法の一部を改正することとしたしております。

以上が農業基本法案の概要でございますが、この法律の施行は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定めることといたします。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で、内閣提出の農業基本法案の補足説明を終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。午後四時四十分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水産業改良助長法案(衆)

水産業改良助長法案
水産業改良助長法
(目的)

第一条 この法律は、水産業改良普及事業に關する機構を整備するとともに、水産業改良普及事業並びにこれに必要な試験研究及び調査に対する助成の措置を講じ、もつて水産業の合理的発展と漁民生活の改善とをを図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「水産業改良普及事業」とは、水産業に關する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に關する指導普及の事業をいう。

(試験研究等に対する助成)
第三条 国は、都道府県及びその他の試験研究機関に対し、次の各号に掲げる経費を補助する。

一 水産改良研究員の設置につき、都道府県の要する経費の三分の二

二 第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を行なうための試験研究施設の設置及び運営につき、都道府県の要する経費の二分の一

三 国及び地方の水産業の実情からみて緊要と認められる特定の試験研究につき、都道府県及びその他の試験研究機関の要する経費の全部又は一部

四 水面の総合利用を図るため必要な調査及び試験につき、都道府県の要する経費の二分の一

(水産改良研究員)
第四条 都道府県は、第六条第二号の水産業改良普及事業に必要な試験研究を推進するため、その水産試験研究機関に水産改良研究員を置くものとする。

2 水産改良研究員は、水産業に關する地方的な事情と必要性とを正しく考慮して前項に規定する試験研究を能率的に行なう。

3 政令で定める資格を有する者でなければ、水産改良研究員に任用されることのできない。

(農林省の試験研究機関の協力)
第五条 都道府県の水産試験研究機関は、水産業改良普及事業に必要な試験研究に關し、農林省の試験研究機関に対して、必要な助言と協力を求めることができる。

(水産改良普及事業に対する助成)
第六条 国は、都道府県に対し、水産業改良普及事業に要する経費のうち、第一号及び第二号に掲げる事業に要する経費についてはその三分の二を、第三号から第六号までに掲げる事業に要する経費についてはその二分の一を補助する。

一 水産専門技術員及び水産改良普及員の設置

二 水産専門技術員又は水産改良普及員の巡回指導、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段による漁民に対する水産業又は漁民生活の改善に關する教示及び実地展示

三 水産改良普及員の養成及び研修

四 水産専門技術員又は水産改良普及員に協力して水産業又は漁民生活の改善を推進する漁民の育成

五 漁村における水産業又は漁民生活の改善に關する研究団体の自主的活動の助長

六 前四号の事業に必要な施設の整備

(水産改良普及事業の実施)
第七条 この法律の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、水産業改良普及事業の実施に当たつては、農林大臣と協議して定めた方針によらなければならない。

(水産専門技術員及び水産改良普及員)
第八条 都道府県は、第六条第二号から第五号までに掲げる水産業改

良普及事業を行なうため、水産専門技術員及び水産改良普及員を置く。

2 水産専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするとともに水産改良普及員を指導するほか、直接漁民に接して水産業に關する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導に當たる。

3 水産改良普及員は、水産改良普及所に属し、直接漁民に接して水産業に關する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導に當たる。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、水産専門技術員又は水産改良普及員に任用されることができない。

(水産改良普及所)
第九条 都道府県は、水産改良普及所を設けるものとする。

2 水産改良普及所は、水産改良普及員の行なう水産業改良普及事業に關する事務の連絡調整その他水産業に關する技術の改良、水産業経営の合理化及び漁民生活の改善に關する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に關する事務をつかさどる。

3 水産改良普及所の位置及び管轄区域は、条例で定める。

4 水産改良普及所の長は、水産専門技術員又は水産改良普及員をもつて充てるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号、同条第二項並びに同条第三項中「農山漁家」を「農山家」に改める。

3 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 漁民生活の改善に関する事務を処理すること。

四月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、官行造林廃止反対等に関する請願（第一九六七号）（第一九八九号）（第一九九〇号）（第二一〇五七号）（第二一〇六八号）（第二一〇八〇号）

二、甘しや糖業の特別法制措置に関する請願（第二一〇四一号）

三、不振土地改良区振興対策に関する請願（第二一〇四二号）

一、家畜商の営業保証金供託制度反対に関する請願（第二一〇四三号）

二、内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願（第二一〇八五号）

第一九六七号 昭和三十六年四月十四日受理

官行造林廃止反対等に関する請願

請願者 京都府船井郡國部町大河内生産森林組合長 関口泰太郎外五十名

紹介議員 北村 暢君

公有林野等官行造林法を廃止する法律案、及び、森林開発公団法の一部を改正する法律案に対し、（一）市町村財産の造成を目的とした官行造林の主旨に反し、市町村財政に脅威をあたえること、（二）すでに契約済みで植栽未済の所は、林野庁のおしつける契約には応じられないこと、（三）公団移管になれば造林成績が低下すること、（四）造林事業の実行にあたり今後は地元の見解を優先的に採用し、すべて農民が納得できる公有林野政策を樹立すべきであること、等の理由によりこれに反対である。また、法案にも疑義があるから、慎重に審議せられたいとの請願。

第一九八九号 昭和三十六年四月十四日受理

官行造林廃止反対等に関する請願

請願者 広島県高田郡向原町森林組合長 望月扶桑外四百六十名

紹介議員 亀田 得治君

公有林野等官行造林法を森林開発公団に移換するための関係法規の改正は、公有林野等官行造林事業の目的が失われ、山林労働の条件が低下し、農山村における産業が衰退するおそれがあるから、これを行なわないうり取り計らわれたいとの請願。

第一九九〇号 昭和三十六年四月十五日受理

官行造林廃止反対等に関する請願（一通）

請願者 群馬県北群馬郡小野上村小野子 野村シナ子 外十八名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一九八九号と同じである。

第二〇五七号 昭和三十六年四月十九日受理

官行造林廃止反対等に関する請願（百三通）

請願者 秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野 藤原 健外三百六十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一九八九号と同じである。

第二〇六八号 昭和三十六年四月二十日受理

官行造林廃止反対等に関する請願（三百六十二通）

請願者 山形県尾花沢市尾花沢二、八、一四 菅藤倉治 外四百十五名

紹介議員 北村 暢君

公有林野等官行造林法を廃止する法律案、及び、森林開発公団法の一部を改正する法律案に対し、（一）市町村財産の造成を目的とした官行造林の主旨に反し、市町村財政に脅威をあたえること、（二）私有林に対して不当に高い分収率（地代）を保障し、政策的にも問題があること、（三）国有林労働者の首切り、労働条件の切り下げになること、（四）造林の成績を悪化すること、（五）林業基本問題等に対する全般的な検討もせず、官行造林政策を廃止することとは重大な問題があること等の理由によりこれに反対である。また、法案手

続上にも疑義があるから、慎重に審議せられたいとの請願。

第二〇八〇号 昭和三十六年四月二十日受理

官行造林廃止反対等に関する請願（六十九通）

請願者 鹿児島県薩摩郡鶴田村柏原 帖佐正二外五百五十八名

紹介議員 鶴田 哲夫君

この請願の趣旨は、第一九八九号と同じである。

第二〇四一号 昭和三十六年四月十九日受理

官行造林廃止反対等に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩会議議長 大坪 静夫

紹介議員 西郷吉之助君

政府は、国内甘味資源の急速な増産措置をすすめているが、鹿児島県においては、鹿児島県並みに熊毛郡においては、甘しやを唯一の経済作物として栽培しているところから、国の方針に即して甘しや糖業長期計画を策定しているから、甘しや糖業の恒久的安定を図るため、今回改正されようとしている、北海道におけるてん菜育成措置法に關連して、甘しや糖（てん菜同様）の政府買上げ制度、及び、甘しや価格の政府指示制度を法制化せられたいとの請願。

第二〇四二号 昭和三十六年四月十九日受理

不振土地改良区振興対策に関する請願

請願者 茨城県議会議長 三村 勇 外一君

紹介議員 那 祐一君

今回政府においては、家畜商法の一部を改正し家畜商に営業保証金を供託させることを意図しているように見えるが、この趣旨は不良家畜商の追放というところにあるようである。しかしながらこれを実施することにより全国七万の家畜商の資金の中から三十五億という、ばく大な金が死蔵されることになり、これは家畜商業界にとつて大きな

終戦後の混迷した社会情勢の中において行なわれた土地改良事業の一部には、食糧問題の急速な打開のために、周到な準備もなく、又、関係農民の十分な理解と納得を得ないまま進められたらうらみがあり、ために負担金すら徴収できず所期の目的をいまだに達し得ない状態である。これらの土地改良区は膨大な事業債務を負い、関係農民はその償還に困惑して営農上多大の不安をいだき、ひいては新農村建設に大きな障害を及ぼすばかりでなく、せつかくの国の投資政策も十分にその効果が発揮されない現状であるから、土地改良事業の重要性にかんがみ、本事業を推進するため、（一）要再建対策事業に対する国庫補助制度の確立並びに資金の融資を実施すること、（二）農林漁業資金等の過年度債務に対する利子の減免又は利子補給並びに支払い猶予等の措置をとること等の実現を図られたいとの請願。

第二〇四三号 昭和三十六年四月十九日受理

家畜商の営業保証金供託制度反対に関する請願

請願者 茨城県笠間市行幸町 淡英雄外六名

紹介議員 那 祐一君

今回政府においては、家畜商法の一部を改正し家畜商に営業保証金を供託させることを意図しているように見えるが、この趣旨は不良家畜商の追放というところにあるようである。しかしながらこれを実施することにより全国七万の家畜商の資金の中から三十五億という、ばく大な金が死蔵されることになり、これは家畜商業界にとつて大きな

昭和三十六年五月九日
【参議院】

第二〇八五号 昭和三十六年四月二十日受理
内閣提出農業基本法案成立促進に關する請願

紹介議員 松平 勇雄君

内閣提出農業基本法案は、農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩に即応し、農業の自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること、及び、農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるところを旨途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることを国の農業に関する政府目標として定め、これに必要な諸施策を講じようとするものであつて、政府の意図する新農村政策の柱石をなす重要法案であり、農業従事者はもとより国民ひとしくこれが早期成立を熱

四月二十九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月一日)

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、官行造林廃止反対等に関する請願(第二一三三号)(第二一二三三号)
 (第二二六号)(第二一四一号)
 (第二二七四号)(第二二七五号)
 二、大妻及びはだか妻の管理制度撤廃反対に関する請願(第二二二三三号)

第三一一三号 昭和二十六年四月二
十一日受理

行進林苑止反糸等に因する諸願（百十四通）

請願者 岡山県久米郡旭町南
一、三八七 横山敏雄
外二百三十七名

紹介議員 北村 暢君
有林野等官行造林を廃止し、同予算
森林開発公団に移換するための関係

規の改正は、公有林野等官行造林事業の目的が失われ、山林労働の条件が低下し、農山村における産業が衰退す

第三二二三号 昭和三十六年四月三十一日

おそれがあるから、これを行なわないよう取り計らわれたいとの請願。

第二十二号 昭和三十六年四月二
十一日受理
行造林廃止反対等に関する請願（二
一通）

諸願者 岡山県阿哲郡西町畑
木 秋田九一外二十名

する法律案に対し、(一)市町村財産造成を目的とした官行造林の主旨に

あること、(三)国有林労働者の首切
労働条件の切り下げになること、

(五)造林の成績を悪化すること、(五)基本問題答申に対する全般的な検査せず、官行造林政策を廃止すること

は、重大な問題があること等の理由によりこれに反対である。また、法案、紙上にも疑義があるから、慎重に審ぜられたいとの請願。

第二二六号 昭和三十六年四月二
十二日受理

造林廃止反対等に関する請願（五通）

請願者 佐賀市多布施町 一七
二 松本博文外 二一
名

紹介議員 北村 暢君
の請願の趣旨は、第二一一三号と
同である。

第二一四一號 昭和三十六年四月二十二日受理

請願者 青森県下北郡大間町大

字慶戸 奈野良祐外七
十六名
北村 暢君
紹介議員

である。

二十三通）
請願者 新潟県刈羽郡小国町大字法末六八一 大橋毅

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二一七五号 昭和三十六年四月二十五日受理

請願者 岡山県久米郡旭町里
三、五三二 森本貞子

紹介議員 鶴國 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二二二号と同

してゐる

第二二三号 昭和三十六年四月二
十一日受理
大麦及びはだか麦の管理制度撤廃反対

請願者 埼玉県加須市上三保加
須市農業委員会会長
門井下二雄 年四十三

十三名
紹介議員 上原 正吉君

活の変化に伴い、麦需要が漸減し、麦の価格維持が困難であるとの理由から政府は急激に主産の抑制を図

る挙に出ようとしているが、これは麦作収入に依存している農家の経済を破壊し、尊くものであるから、これが生産

抑制のための「大麦はだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案」

願

印刷者 大藏省印刷局